

令和7年12月4日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年12月4日（木）
14時55分 ～ 15時55分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室（2階）
- 3 議 事 議案第 18号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件
議案第 19号 農用地利用集積等促進計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1）農地法第3条の3第1項の規定による届出
2）全国農業新聞の普及状況
3）業務報告・予定
4）その他

出席委員 18名

1番 田 悟 敏 子	11番 渋谷 達 也
3番 石 丸 正 明	12番 西 村 一 成
4番 宮 西 勝 昇	13番 中 田 栄 信
5番 加 賀 谷 良 雄	15番 大 浦 正
6番 木 村 鉄 雄	16番 福 原 智 子
7番 唐 島 隆 夫	17番 水 上 龍 二
8番 加 藤 裕	18番 山 口 誠 一
9番 山 崎 外 喜 雄	19番 日 光 和 雄
10番 和 田 由 美 子	20番 作 田 昭 一

欠席委員 2番 吉 江 秀 一 14番 山 本 克 博

令和 7 年 12 月 4 日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	どうも皆さんお疲れ様でございます。定刻にはちょっと早いですが、今日出席予定の委員の皆さん全員お揃いですので、ただいまから小矢部市農業委員会 12 月の総会を開催していきたいと思います。 いよいよ白いものも降って参りまして、師走のせわしい中お集まりをいただきましてありがとうございます。先月はいろいろと研修会もあり、農地パトロールの反省もあり、農業祭もありということで、皆さんには大変お忙しいところではなかったかなというふうに思っております。そうした中で、令和 7 年最後の総会ということで、色々この後の議案を進めて参りたいと思います。 本日の出席委員は 18 名で、欠席委員は、吉江委員さん、そして、山本委員さんとなっております。 本日の議事録署名委員を指名いたします。1 番の田悟委員さんと 3 番の石丸委員さんをお願いしたいと思います。 それでは、本日の付議議案を申し上げます。 ○議案第 18 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」計 5 件 ○議案第 19 号 「農用地利用集積等促進計画の制定について」 以上、2 件の付議議案となっております。 それでは、議案第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明をしていただきたいと思います。この中で、受付番号 20 番につきましては、申請者が、私が〇〇の関係人ということで、利害関係者に該当するのではないかという恐れもございますので、この件につきましては一旦、先に審議いただく形で、一旦私は退席をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 〈唐島会長退席〉
事務局	それではその間の議事進行についてですが、吉江職務代理が欠席ということで、事務局案として〇〇委員さんをお願いしたいと思います。委員の皆さまよろしいでしょうか。
全委員	(異議無し)

事務局	ありがとうございます。 それでは〇〇委員さん、進行をお願いいたします。
〇〇委員	では、会長に代わりまして、初めてでございますので、皆さんご協力の程、よろしくお願いいたします。 では先に受付番号20番について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書2ページをご覧ください。 受付番号20番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は〇筆で、合計面積は〇㎡となっております。譲受人が〇さん、譲渡人が〇さんです。位置図については、9ページから10ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないと思われるため、許可条件を満たしていると思われます。以上です。
〇〇委員	それでは、〇地区担当の〇〇委員さんをお願いしておりますので、受付番号20番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	はい、それではですね、申請番号20番について報告いたします。 この農地はですね、所有権の移転、売買です。申請地は今ほど言われましたけど、小矢部市浅地の〇、〇、〇の合計〇㎡、水田になっております。 当事者の譲受人の〇〇さんは、今現在、〇の役員をやっているらしいです。譲渡人が〇〇さんは、〇の現在役員です。それでお2人にお話を聞きました。 最初に譲渡人の〇〇さんにお会いしてお話を聞きました。この農地は30年前、ちょうど宅地の需要がものすごくあったときに宅地造成に購入された物件でしたが、本人は耕作されてなくて、長い間、〇に農地を貸しておられました。 近年ご主人が亡くなられて、農地を相続されたのですが、将来のことを考えて、息子さん3人いらっしゃるのですが、息子さん3人も継ぐ気はないということで、周辺の担い手である農業法人ファーム浅地さんに相談されました。 次に、譲受人の〇〇さんにお会いしてお話を聞きました。〇〇さんは

	現在、〇と〇の役員をされています。 〇〇さんにどうしてこの土地をお買いになったのですかと言うと、以前は6反ぐらいの田んぼを持っていたんですが、前の基盤整備のときに道路とか何とかで3反ぐらいになってしまった。今回このような話があったもので、私も田んぼをやっているし農地を購入しようというのが考えで、今回加納さんが農地を手放すことを希望され、周辺の担い手である〇に相談し、農地の売買について合意されたことから、本件の申請に至りました。今回、〇〇さんが購入する農地は、既存貸付農地であることから、耕作には問題がないと思います。 最後に周辺地域との関係ですが、売買契約を締結する田は、これまで水田として利用されており、契約締結後も同様に水田として利用するため、周辺の農地及び耕作に影響を及ぼすことがないと考えます。なお、譲受人はこの地域の担い手である〇〇として、農業に従事しており、対象地買受後も、既存貸付農地同様に、営農用であります。 以上、ご審議のほどをよろしくお願いします。
〇〇委員	では、ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
〇〇委員	一つお聞きしたいのですが、〇というのは田んぼにしては不思議な形状をしているのですが、何か理由があるのですか。
〇〇委員	現地を見てきましたが、このように細かく3筆に分かれてないです。一枚の田になっています。申請としては3筆になっていますが、現地は1筆だけに、修正してないのですよね、どうして2番が無いのかなと現地に行ったら全部田んぼ一枚でした。
〇〇委員	2番は水路ですね。
〇〇委員	そうですね。
〇〇委員	他にありますか。受付番号20番について他に質問が無いようでしたら、議案第18号受付番号20番について異議のない方の挙手を求めます。
全委員	(挙手)

〇〇委員	ありがとうございました。挙手が過半数以上なので、これは「異議なし」として、議案第18号 受付番号20番については「承認」いたしたいと思います。 ここで会長に入室していただきます。 <会長入室> 議案第18号 受付番号20番の審議が終了したことを報告いたします。
会長	〇〇委員さんどうもありがとうございました。 続きまして、受付番号17番について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案書 1 ページをご覧ください。 受付番号17番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は〇筆で、合計面積は〇㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、1 ページから 2 ページをご覧ください。 農地法第 3 条第 2 項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないと思われるため、許可条件を満たしていると思われます。以上です。
会長	それでは、受付番号17番につきまして、〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	はい、ご報告申し上げます。 位置図の 1 ページを見ていただきましたら、〇と〇というところが出ていますかと思います。その色の付いているところが今回、譲渡人の〇〇さん、その他の場所の譲受人が〇〇さんの土地であります。 ここ 2、3 年前だったですか、土地の売買があったときも、〇〇さんが〇〇さんから購入された土地が他にもありました。今回もこの出入りするところが他の人のところで、奥の方で自分の家の畑であると、今まで畔も作っていたけれども、畔も今で取っ払ってしまったという話でありました。 何にしても、ここの畑を一枚全部自分の所有物として、今後も畑地

	として、作物野菜を育てていきたいというお話でございます。何にしても、水の関係やら色々ありますので、畑地としか使えないのではないかなと見て参りました。 〇〇さんは今後も畑として、自分のところの農地として耕作していきますというお話だったので、この辺も理解をしていきたいなと思っております。皆さん何分にもご審議いただきまして、ご了解いただきたいと思います。 以上であります。
会長	ありがとうございました。 ただいまの件について、ご質問ございませんでしょうか。
会長	受付番号17番について、質問が無いようですので、続きまして受付番号18番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	受付番号18番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は〇筆で、合計面積は〇㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、3ページから6ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないと思われるため、許可条件を満たしていると思われます。以上です。
会長	それでは、この受付番号18番について、〇地区担当の〇〇委員さんが欠席であるため、調査報告を引き継いだ事務局より調査報告をお願いいたします。
事務局	はい、〇〇委員さんより調査内容を引き継ぎました。 この、案件につきましては、〇〇行政書士さんが間に入っております。 申請人の〇〇さんは、住所は〇にありまして、今回持っている農地を全て手放したいという形で、〇〇さんにお声掛けされたという形です。 備考欄にも書いてあります通り、〇が耕作しておりまして、今後も〇さんの助言を受けながら耕作予定ということです。この〇〇さんという方は、職業は〇なのですが、合間を縫ってご家族と耕作していくと聞いております。 〇〇委員さんも現地を見てきたそうですが、今現在、畑として耕作さ

	れている状態で、場所もそんなに悪くないですし、荒れていくということとはなさそうということで問題ないと思われます。 以上です。
会長	はい、この受け付け番号 18 番について、質問等ございませんでしょうか。
会長	質問が無いようですので、受付番号19番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	受付番号19番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は○筆で、合計面積は○㎡となっております。譲受人が○さん、譲渡人が○○さんです。位置図については、7 ページ、8 ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないと思われるため、許可条件を満たしていると思われます。以上です。
会長	それでは、○地区担当の○○委員さんより、受付番号19番について、調査報告をお願いします。
○○委員	図面の7 ページですが、○と、図面の上の方は○というところです。 そして○と書いてありますが、先程申請番号 20 番の○と言いますか、先ほど○○委員が申し上げられたように、お父さんが昨年亡くなられて、そして申請人の○○さんが、奥さんなんですがおられまして、3 月に○へ引っ越すということで、色々な財産を処分しておられるということです。その一環で、今回の申請がなってきたおりました、この8 ページの、○、○という農地を売買すると、そういうことでございます。 それでですね、この申請書の備考の方に書いてあるんですが、その横の○、○というのがあるのですが、これは雑種地なんです、この雑種地を畑にして営農をしたいと、こういうことです。 それで私ちょっと、○○さんから電話で初めにそういう話を聞きまして、事務局の方に、そういう雑種地を農地にするというのが可能なのかということを調べてもらいました。といいますのは、昭和 40 年代の中頃に開田、水田を新たに作るというのはやってはいけないというふうになっています。事務局よりその通りだという文章をいただきました。

	ではその雑種地を畑にするのはよいのかというところではありますが、これについては色々聞いたころ、問題ないという回答でございます。ということで、基本的に横の雑種地と一緒に畑にするということについて問題が無いのであれば、農地法3条で〇〇さんに譲り渡すということの問題は無いと思います。 それで畑ですが、現在、畑にしようと工事しておられます。それで水平畑じゃなくて傾斜畑、まあ畑にはその方がいいということで、やっておられます。私はですね、そういう雑種地を畑という、ちょっと普通に無いことですから、ここの農業委員会で了解のないものを、そういうことをやるというのは、ちょっとおかしいのではないかと思って、本人にも会って申し上げたところです。 それで傾斜畑ですから、見られた通り圃場整備も何もしていない田んぼが周りにずっとあるわけで、これについては現地で管理者と立ち会いし、周辺の農地に支障のないことをしてほしいと、強く申し上げて現地で納得されました、谷口氏はその納得をしたことを前提として、問題ないと思います。以上です。
会長	ただいまの件につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。
〇〇委員	排水はどこにあるのですか。
〇〇委員	8ページの図面から言いますと左側と言いますか、用排兼用ですがありますね。そこに向かってずっと向こう側から傾斜畑を作っておられます。そしてその上の〇の境には畦畔を作っておられますね。 作っておられますねと言って、これはちょっとこれ特殊な例と言ったら変だけど、普通の3条じゃなく、土地を改変、形状を改変している。だから、こういう例はあんまりないと思うけど、こういうときは事務局にあまりない例だと思うのだけど、やっぱり図面を提出させるべきじゃないかなと私は思いました。 それともう1つ、農転と同じように、やっぱりここの農業委員会も、審議を受けてから工事をしないとおかしいことになると思う。
〇〇委員	今現場、大きい重機が入って整地しておられるあそこでしょう、もう工事してしまっている。元々〇で、左側の〇とか、ここ住宅で家が建っているのですよね。

〇〇委員	この図面から言ったら〇と〇の下側に住宅が建っています。そして〇というのは、この半分ぐらいのところに、柿の木だとかそういうものを植えておられた。だから一応農地だった。
〇〇委員	〇の方は、材木みたいなものを並べてありました。実はこの近くに私も大きな田んぼが2つあって、いつも田んぼしているときに見ているから、そういう状況だったことが分かります。本当は〇も農地だとは思っていなかった。何かずらずらとこうなっていて、左側だけに果樹が植えてありました。だから境界はこの図面を見て初めて分かった。
〇〇委員	ここはブロックっていうかU字溝が入っているのではなかったか。
〇〇委員	ここの左側は三方コンクリートです。この図面を下側の空白の部分に道ってあるでしょう、〇これはやっぱり機能交換でこの上側に、付け直ししてあります。傾斜だから田んぼにするということとはできないから、昭和44年の開田抑制には完全に該当しない事例だと思います。
事務局	平成の時代に農地法5条の許可を取られて、地目変更せず、そのままであった、何がしかの行為はされているかもしれないですけど、地目の変更はしないままで、今回の譲渡に入ってきたという流れです。
事務局	正確に覚えていませんが、平成〇年ぐらいの間だったと思います。その頃の農地転用は地目を変えないままのことが多数ありまして、今問題になることはあります。
〇〇委員	その〇については雑種地になっているから問題ないと思う。ただ、〇が隣の筆まで傾斜地になっていて、これが農地になっている。だから今農地の売買の話になって、農業委員会に出てきたということです。
会長	付いてないのですが、ここの備考等にも書いてあるように、ここは全部、登記簿上の地目は何になっているのですか。
事務局	雑種地ですね。〇と〇は雑種地です。
会長	〇と〇が雑種地で、〇と〇が登記簿上田になっている。

事務局	○とか○とか○というのは道路ですよ。その道路からの入り口は雑種地になっている。その奥にまだ農地を持っておいでたということになる。
会長	基本的に農振除外地だから、そんなに規制は強くないか、農振地域より。 他にございますか。
〇〇委員	〇〇さんの家はずいぶん遠いと思いますが、ここまで来て畑をする意向はありますか。
〇〇委員	この方に聞きましたら、今も畑地を持っておられるのですが、田川だそうです。そしてそのおばあちゃんと奥さんが、そこで畑の作物を作って、道の駅へ色んなものを出荷されておられるそうです。ただ、その畑がずっと山の方にあるものだから、だんだんお母さんが高齢になって、そんなところへ行けないということで、申請地の横にある住宅も買われるそうです。その住宅に居住し、横の畑をやりたいと聞きました。 それで、現地には 30 cm程、客土というか、新たに山から畑地に適した泥を持ってきて入れておられる。30 cmあれば誰でも耕作できるだろうと、そういうことをしておられます。 だから、遠いけれども横の家を買ってそちらに住むということらしいです。
〇〇委員	農業に関してやる気十分です。
会長	よろしいでしょうか。 それでは続きまして、受付番号21番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号21番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は○筆で、合計面積は○㎡となっております。譲受人が〇〇、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、11ページから13ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないと思われるため、許可条件を満たしていると思われます。以上です。

会長	それでは、○地区担当の○○委員さんより、受付番号21番について、調査報告をお願いします。
○○委員	それではご報告申し上げます。 譲渡人が○○さん、もう○の方に行っておられて、ほとんど帰っていないというような状況です。10何年か前に相続で、田んぼ関係、家も含めて全部相続されましたけれども、今実際家には母親1人でお住まいです。帰ってくることもないそうで、今実際に耕作を委託している○○の方に買い取りの申し出をして、それなら仕方ないということで買い入れするという形になっているそうです。 実際にはもう○筆、家の位置図で言ったら11ページの色塗りの道挟んで反対側の方にもう○筆持っておられますけれども、そこについては下に生活排水の水路が通っているの、色々変更されたら都合が悪いから、それは後程という話になっているみたいです。 耕作自身はずっと○○で行っておりますので、実際に名義変更で変わっても現状全く変わりはないということで、承諾しても問題ないのではないかと考えております。以上です。
会長	はい、ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	無いようですので、議案第18号、受付番号17番、及び18番、19番、並びに21番の計4件の議案につきまして、異議のない委員の挙手を求めます。
全委員	(挙手)
会長	はい、挙手多数、挙手が過半数以上ですので、「異議なし」として、議案第18号については「承認」といたします。
会長	議案第19号「農用地利用集積等促進計画の制定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の3ページをご覧ください。富山県農林水産公社より農地利 用集積等促進計画の制定について諮問がありました。 内訳につきましては、4ページの利用権設定集計にありますように

	、「10年以上」の利用権設定が○件で、合計面積が○㎡であり、新規が○㎡、再設定が○㎡となっております。「6年以上10年未満」・「3年以上6年未満」・「1年以上3年未満」の利用権設定はありません。 申請の内容は5ページから44ページに記載のとおりです。 これについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	はい、ただいまの件についてですけれども、質問等ございませんでしょうか。
会長	無いようですので、議案第19号について異議のない方の挙手を求めます。
全委員	(挙手)
会長	はい、挙手が過半数に達しておりますので、議案第19号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。 今回は協議事項はございません。 次に、報告事項について事務局より説明をしていただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 45～47ページ 2) 全国農業新聞の普及状況 48～50ページ 3) 業務報告・予定 51 ページ
会長	はい、ただいまの報告事項の説明につきましてご質問等ございませんでしょうか。
〇〇委員	地域計画変更協議ですが、これは各地区分かれてということで委員のその地区の方に参加という形でしょうか。
事務局	農協の2階の大ホールの方に、地区ごとのテーブルを設けまして、その地区ごとに話し合いをする。書記みたいな感じで、我々事務局であったり、農林課の職員が机につきます。そのような会議になります。

〇〇委員	例えば私であれば〇地区の形ですね。
事務局	そうですね、〇日が〇地区となっております。
〇〇委員	他の農家の人も来られるのか。
事務局	どのような農家の方が来られるかという、8月にアンケートを行っておりまして、そのアンケートの結果に基づいて、農地を手放したい、農地を受けたいといった方が来る協議の場となっております。
〇〇委員	〇さんが赴任される前のお話をさせていただいてよろしいですかね。昨年、一昨年か、この地域計画を作るときに、第1回目は、各テーブル各地区の担い手及びそういった方達が集まって、その中に農業委員も入っている形で開催されました。そういう考え方でよろしいですよ。
事務局	はい、そうですね。
会長	一つ、地区選出の委員さんはこれでいいだろうと思うのですが、いわゆる職域から出ておられる委員さんはどこへ入れればいいのか。
事務局	居住されている地区でお願いします。
会長	例えばJ Aから出ておられるとか、土改から出ておられるとか、女性農業士会とか、組織協議会からとか、そういったような方々の委員さんは、基本、自分の今の住所のある地域でいいというふうな。
〇〇委員	立場が複数ある方もいらっしゃるが、案内文を見たら両方とも出てもいいという形で書いてあった。
事務局	ですから、多くの農業委員の方が、営農組織といったところから出てられるので、立場が非常に難しいとは思いますが。
事務局	それぞれの方が所管されている組織が、小矢部市全体を所管しているところであれば、できれば2回とも協議の場に出ていただければよろしいかなと思います。 2日間出ていただくと、より他の地域でどのような困り事があっ

	て、自分の地域ではこういうことがあるということを、情報提供していただくという橋渡しをしていただくような、役割もしていただきたいなということを期待していますので、できれば2日間ご出席いただければと思っています。
〇〇委員	営農組織の責任者ではなく、代理の方でもよいのですか。
事務局課長	それは全く関係無いので、ある程度、意思決定ができるような方をお願いします。
〇〇委員	そういうことですね。〆切いつまででしたか。
〇〇委員	昨日だったかに来ました。だから、〆切までまだまだ日があります。
〇〇委員	だれか組織の中で行けそうな人を出せる段取りができればお願いします。また案内します。
会長	他、ございませんでしょうか。
〇〇委員	すみません、もう一件だけ。来年の話でまだ先の話なのですが、来年農業委員の任期が終わり、改選ですよね。7月いっぱい任期が終わる。6月いっぱいですかね。その予定が総会以上に他に何かありますか。6月の総会が終わって、任期改選になる形でそれで終わるのか、もう一度来てくださいますのか。
事務局	ちょっと今の話に乗っかるような形で恐縮なんですけれども、やはり改選のスケジュールというものがございまして、事務局の方はまだちょっと手つかずでこれから進めて参ります。 大体12月中に、各団体の方に推薦の依頼を投げかけて、そこから順番に公告等の手続きを踏んで、改選というふうにやって参りますので、そろそろ、そういうまたどうですかというお話があるやもしれませんし、新しい方にバトンタッチという話もあるかもしれませんので、またそういう話があったら、よろしく願いいたします。

〇〇委員	前回7月の総会まで来ていた。だから今回7日が定例会、6月分の報告まで、7月の総会は旧のメンバーです。
事務局	任期は7月19日までです。7月の総会が終わって、8月からは変わるのでしたね。7月の総会は皆さんでお願いしますということになりますし、8月の総会は変わるかもしれません。続投の方もいらっしゃると思います。7月の総会は皆さんお願いします。
会長	よろしいでしょうか。 長時間に渡りまして審議をいただきまして、ありがとうございます。 本来でしたら、吉江委員さんには閉会の挨拶をお願いするところですが、何でも今流行りのものに罹ったやという話を聞きましたので、皆さんもくれぐれもインフルエンザ、もしくはコロナもまたぽつぽつ出ているようでございますので、これは学校でも相当学級閉鎖とか学年閉鎖があるように聞いております。お孫さんなり子供さんなりからももらわないように年末を過ごしていただき、新しい年を迎えていただければなというふうに思っております。 本日はどうもありがとうございました。1年間ありがとうございました。
－12月総会終了－	

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和7年12月4日

会長 唐 島 隆 夫

議事録署名委員 1 番 田 悟 敏 子

3 番 石 丸 正 明